

委託業務特記仕様書

(委託業務の目的)

第1条 本仕様書は、徳島県国土整備部東部国土整備局吉野川庁舎が管理する一般国道・主要地方道・一般県道を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的として実施するものである。

(土木工事共通仕様書)

第2条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県国土整備部「徳島県土木工事共通仕様書平成28年7月」に基づき実施しなければならない。

(業務実施時期等)

第3条 本業務の実施時期は監督職員と協議して定めるものとする。

(現場責任者届)

第4条 受注者は、「現場責任者届」をこの契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し確認を受けなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

(業務内容)

第5条 舗装修繕業務は、主な業務内容をつぎのとおり実施するものである。

（1）舗装打換・オーバーレイ・パッチング等

（2）本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督職員と協議して定めるものとする。

(出来高の算出)

第6条 舗装修繕業務における数量は、予定数量であるため、実施時においては、実績を適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。

2 作業量を出来形<寸法>管理することが困難な場合は、実績日報・写真（別紙-1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。

(一般廃棄物溶融スラグの使用)

第7条 本工事に使用するアスファルト混合物には、次の施設で溶融固化されたスラグを使用できるものとする。

施設名：中央広域環境施設組合中央広域環境センター

ただし、本仕様書のほか、「徳島県一般廃棄物溶融スラグ使用基準（H27.2）」に適合しなければならない。

(溶融スラグの品質管理)

受注者は、溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物を使用する前に「JISA5032：一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」による溶融スラグの試験結果および配合報告書を、監督員に提出しなければならない。

有害物質の溶出量及び含有量基準（JISA5032）

項目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム	0.01mg/L以下	150mg/kg以下

鉛	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
ひ素	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
総水銀	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下
セレン	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふつ素	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素	1mg/L以下	4,000mg/kg以下

(配合)

- 1 溶融スラグ細骨材の混合率は、質量比10%以下とする。
- 2 配合設計は、原則としてマーシャル安定度試験により行い、マーシャル特性値から最適アスファルト量を求めるものとする。ただし、徳島県土木工事用アスファルト語彙剤の品質審査要綱に基づく生アスファルト合材使用承諾通知をうけたものについては、この限りではない。

(建設副産物)

第8条

1. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

4. C O B R I Sの入力方法

受注者は、C O B R I Sの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

5. 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

6. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「5.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「11.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

8. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

(資材価格高騰に対する特例措置)

第9条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(事故報告)

第10条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

(受注者の責任)

第11条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(使用機械)

第12条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

(履行する際の注意事項)

第13条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

令和 年 月 日

殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)	

現場責任者の
顔写真を貼付

※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

徳島県東部県土整備局<吉野川>道路担当 宛

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務内容	
現場責任者	

労務実績	作業員種別	合計実働時間	合計	備 考
		h	人	
		h	人	
		h	人	
		h	人	
		h	人	
		h	人	
		h	人	
	合計	0.0 h	0.000 人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計
			h	日
			h	日
			h	日
			h	日
			h	日
			h	日
			h	日
			h	日
	合計		0.00 h	0.000 日
その他材料	名称	規格	数量	備考

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

徳島県東部県土整備局<吉野川>道路担当 宛

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備 考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0.000 人			
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備 考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0.000 人			
	名称	規格等	数量	備考			
その他材料							
	小計						

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績日報写真

作業日：令和 年 月 日 ()

労務実績写真	撮影場所：
	撮影時刻：
集合写真	撮影作業員名：

作業機械実績	撮影場所：
	撮影時刻：
集合写真	撮影作業員名：

その他材料写真	撮影場所：
	撮影時刻：
その他材料写真	撮影作業員名：